

杉田貴信



台風上陸で、通勤に影響が出た場合の賃金の取扱い

1

今年も、台風が日本に上陸し、各地に被害をもたらしています。台風上陸で電車が動かなかつた又は自動車通勤が困難だつたために遅刻や欠勤をした場合、どのような扱いになるのでしょうか。

この場合は、雇用契約の大原則である「ノーワーク・ノーペイ」の考え方によります。

雇用契約は、「労務二服スルコト」（労働提供）と「報酬ヲ与フルコト」（賃金支払）との双務契約です。（民法623条）労働提供債務が労働者の責任により履行されない場合は、これに対応する会社の賃金支払債務は発生しません。これを「アーワーク・ノーペイ」（work no payの原則）といいます。「ノーワーク・

「ノーペイ」には二つの例外があります。

一つは、会社の責任によつて従業員が労働を提供できなかつた場合です。この場合、会社は労働基準法第26条の規定により、少なくとも平均賃金の60%以上の休業手当を従業員に支払わなければなりません。

もう一つは、年次有給休暇（労働基準法第39条）です。行政解釈においては、天災地変による休業については会社に休業手当の支払は必要な（昭23・7・20基収第2483号）と示していますからも、自然現象に起因して従業員が労働を提供できなかつた場合でも、会社に休業手当の支払責任はないことにな



ります。よつて台風の影響により、遅刻または欠勤した場合には「ノーワーク・ノーペイ」の原則が適用され、会社が賃金を支払わないことは法的に認められることになります。

しかし、出勤を各従業員の判断にゆだねるような場合、危険だと考えて出勤しなかつた従業員を欠勤扱いにして賃金を支払うべきではない。天災地変、交通遮断等の扱いをしない。

他に、年次有給休暇を有効に消化する有給休暇の「奨励日」とする方法があります。

この際に気をつけべきことは、有給休暇は法的には従業員に自由に取得させなければならないので、会社が「明日は台風が来るので有給で処理しますから休んでください」と、『命令』をすることはできません。『命

令』ではなく、あくまで「奨励」となります。有給休暇の申し出は、次的事由により、欠勤、遅刻又は早退したときは、賃金の取扱い、年次有給、休暇日の算定については、

る場合は、次のようになります。

「任意」であることを強調することはもちろん、「休んでください」ではなく「休んでも構いません」のところもポイントとなります。「休んでください」と言い切つてしまふと、会社が休業を命じたことになり、有給休暇を申請しない従業員に對して「休業手当」（労働基準法第26条）の支払義務が生じてしまうことがあります。

この点、従業員とトラブルにならないよう十分理解して、実施するこ

とが必要となります。

（杉田労務管理事務所所長、ホワイト企業推進社

会保険労務士協議会会長）

タイトル・浅井健史

イラスト・伊藤栄美

ホワイト企業推進社会保険労務士協議会は、本年5月に設立された労働基準協会の関連機関「社会保険労務士法人 愛知労務管理コンサルティング（愛労コン）」の活動趣旨に賛同いたしました。社会保険労務士等で構成される組織です。様々な分野の専門家がこの協議会を通じ、愛労コン、労働基準協会と連携することにより、高度なサービスのご提供が可能となります。

そもそも、天災地変の場合の遅刻、欠勤を、賃金の控除対象としない方法です。就業規則に定め